

令和6年6月13日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

令和6年度診療報酬改定における「ベースアップ評価料」・
「医療DX推進体制整備加算」の届出について

平素は本会事業の推進に際し、ご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和6年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料の届出につきましては、令和6年5月21日付けでご連絡いたしました「ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出期限は6月21日まで延長されております。」また、「医療DX推進体制整備加算」については、現時点で電子処方箋、電子カルテを導入していなくても届出できますので、改めてお知らせいたします。

1. ベースアップ評価料についてのお願い

ベースアップ評価料は、

- ①患者さんのご協力（負担）で職員の給料のベースアップが行われること、
 - ②これまで自院で賄っていた基本給等の引き上げに要する経費を削減する目的もあること、
 - ③算定しない医療機関が多数ある場合、財務省は多数の医療機関が算定しないことを理由に、次回診療報酬改定での不利な条件を突き付けてくること（賃上げ財源は内部留保で対応することなど）が予想されること、
- が想定されますので、医療従事者が勤務されている医療機関は、医療人材を確保するためにも、できる限り算定していただきますようお願いいたします。

2. ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出について

○ベースアップ評価料については、届出が必要です。

- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）については、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の施設基準に係る届出」（別添2の様式95）および「賃金改善計画書」を新規届出時及び毎年4月に作成し、新規届出時及び毎年6月（令和6年度改定時に6月1日から算定する場合は6月21日まで）に、近畿厚生局に届出を行います。また、毎年8月に、前年度分について「賃金改善実績報告書」（別添2の様式98）を近畿厚生局に報告します。
- ・7月以降も届出が受理された場合は、届出日に応じて算定できますので、可能な限り届出していただきますようお願いいたします。

○「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」の届出様式は、別添2及び様式95～98（該当するシート）と、「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」を含めて、近畿厚生局に、以下のメールアドレス宛に、エクセルファイルの届出書を提出することにより行います。なお、メールアドレスを有していない等の場合には、書面による提出も可能です。

大阪府（指導監査課）メールアドレス：baseup-hyoukaryou27@mhlw.go.jp

別添 2 及び様式 95～98（エクセル：371KB）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/000336353.xlsx

○ベースアップ評価料の「届出書」および「賃金改善計画書」については、近畿厚生局のホームページに掲載されておりますので、つぎの URL よりご確認ください。

- ・ ベースアップ評価料の届出について

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/hoken_kikan/shinryohoshuh04_00011.html

3. ベースアップ評価料（Ⅰ）の賃金改善計画書の作成手順について

①届出様式の「（参考）賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」を使用し、

- ・届出を行う月は、「3月」を選択（6月21日までに提出する場合。以降は、届出月に応じて選択）
- ・算出に際して用いる「対象職員の給与総額」の対象期間は、上記届出月を選択することで自動入力される。6月21日までに届出する場合は「前年3月から2月」が選択される。
- ・対象職員の給与総額の算出については、中途採用、途中退職者を含めて、対象期間における全対象職員の給与総額を記入する。
- ・「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」等の算定回数・金額の見込みは、「前年12月から2月」を選択
- ・初診料、再診料の1月当たりの平均回数（実績）を記入する。

⇒自動的に【合計】欄には、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」の算定点数の見込みが表示されます。

②今般、厚生労働省は、各職員の給与明細情報を基に、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）の様式の「賃金改善計画書」を記載するために必要な情報が自動計算される「ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツール（医科）」を、新たに厚生労働省のホームページに掲載しました。

- ・その計算ツールを使用する場合、まず①で算出した「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」の算定点数の見込みを入力します。それから「計算シート」の赤枠に、賃金改善開始月時点で在籍する職員について入力します。
- ・「計算シート」の黒い太枠のセルの情報が、「転記例」シートに反映されますので、この情報を参考に「賃金改善計画書」を作成してください。
- ・作成した「賃金改善計画書」の数値を届出様式に転記して届出を行います。

- ・ ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツール（医科）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001260429.xlsx>

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料 賃金改善計画書用計算ツールの使用方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001261543.pdf>

- ・ ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールの使用方法（医科）（説明あり版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001261544.pdf>

4. ベースアップ評価料の概要について

- ・ 賃金の 2.5%引き上げ（政府目標）まで達しないとベースアップ評価料を算定できないわけではありません。
- ・ 対象職員のベースアップは、すべて一律に実施しなければならないわけではありません。任意で決めることができます。
- ・ ベースアップとは、「賃金表等の改定等による賃金水準の引上げ」「給与規程や雇用契約に定める基本給の引上げ」又は「毎月支払われる手当の増額・新設」を行うことです。
- ・ ベースアップ評価料については、これまで看護職員の処遇改善が評価されているのと同様に、次回改定で廃止されることはないと考えますが、財源が変動する可能性もありますので、賞与、退職金に影響する基本給として増額するよりも、毎月支払われる「ベースアップ評価手当」などとして新設することが望ましいと考えます。
- ・ ベースアップ評価料は、医療従事者（医師、専ら事務作業を行う者は除く）の賃金の改善を行うために評価されたものです。ベースアップ評価料の収入は全て賃金改善に当てる必要があります。
- ・ 「事務作業を行うもの」の定義は、看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務を行う方は、「その他医療に従事する職員」として対象職員に該当します。
- ・ パート職員であっても、看護師等の対象職種である場合は、常勤換算の記載は必要です。（パート職員の賃金改善は任意です）。
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）は対象職員（常勤換算）数が「0」超、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）は原則「2」以上に該当する場合があります。
- ・ 令和6年度の基本給等を令和5年度と比較して2.5%引き上げ、令和7年度に4.5%引き上げた場合、40歳未満の勤務医並びに事務職員等の賃金の改善を実績に含めることができます。
- ・ 2.5%の引き上げは目標であり、自院の初・再診料の算定回数にあわせて、賃上げ計画を作成する必要があります。
- ・ 賃金規定への記載例について、例えば「第〇〇条ベースアップ評価手当は、下記の通り支給する」として金額と対象職種を記載する。「本手当は診療報酬におけるベースアップ評価料をもとに支給するため、本制度が改定された場合は、見直しを行うことがある」という記載を盛り込むことにより、この手当は診療報酬におけるベースアップ評価料の制度に連動する手当であることを規定上明らかにする方法もあります。
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）など、3ヵ月ごとの実績に応じて変動する可能性がある場合には、「なお、ベースアップ評価料に区分変更が発生した場合は、支給額を増額または減額する場合がある」との記載を盛り込んだ上で、金額に幅を持たせた形で掲載することも考えられます。
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）は、外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）により算定される点数の見込みの10倍が、対象職員の給与総額の1.2%未満の場合に届出を行います。

5. ベースアップ評価料の賃金改善計画書の作成に際して

- ・計画書（（診療所）賃金改善計画書）については、評価料の収入（算定金額）の見込み（計算シートから自動入力）、賃金改善実施見込み（賃上げの予定総額）、賃金引上げを行う方法（就業規則、賃金規程などを選択）を記載します。
- ・給与総額は、「基本給」、「決まって毎月支払われる手当」（調整手当、役職手当、資格手当、住居手当、家族手当、通勤手当、その他毎月支払われる手当）、「賞与」、「額が決まっていない手当」（超過勤務手当、夜勤手当、深夜割増手当、休日勤務割増手当、交代勤務手当、呼出手当、その他都度支払われる手当）などです。
- ・基本給等は、「基本給」と「決まって毎月支払われる手当」（調整手当、住居手当、役職手当、家族手当、資格手当、通勤手当、その他毎月支払われる手当）です。
- ・法定福利費の事業主負担分は、「基本給等」「賞与」および「決まって毎月支払われる手当以外の手当て」の合計額の 16.5% として計上できます。
- ・「賞与」や「法定福利費の事業主負担分」も含めてベースアップによる賃金改善額を計画する必要があります。
- ・法定福利費については、「給与総額」には法定福利費を含め、「基本給等総額」には含めない取り扱いとなります。
- ・「対象職員の給与総額引き上げに必要な金額」が「ベースアップ評価料による算定金額」を上回る場合、対象職員に対するベア等の実施にあたり、医療機関の自己財源が必要となります。

6. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)について

○外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)については、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の施設基準に係る届出」（別添 2 の様式 96）および「賃金改善計画書」を、新規届出時及び毎年 4 月に作成し、新規届出時及び毎年 6 月（令和 6 年度改定時に **7 月 1 日から算定する場合**は 7 月 1 日まで）に、近畿厚生局に届け出を行います。また、毎年 8 月に、前年度分について「賃金改善実績報告書」（別添 2 の様式 98）を近畿厚生局に報告します。

○外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)は、毎年 3、6、9、12 月に新たに算出を行い、区分に変更がある場合は算出を行った月内に近畿厚生局に届出を行った上で、翌月（毎年 4、7、10、1 月）から変更後の区分に基づく点数を算定します。ただし、前回届け出た時点と比較して、12 か月の「対象職員の給与総額」並びに 3 か月の「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み」、「外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数の見込み」及び【B】のいずれの変化も 1 割以内である場合には、区分の変更を行わないものとします。区分変更がなければ、届出は不要です。

$$\begin{aligned} & \left[\text{対象職員の給与総額} \times 1 \text{ 分 } 2 \text{ 厘} - (\text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)}) \times 10 \text{ 円} \right] \\ \text{【B】} = & \frac{\quad}{\quad} \\ & \left[(\text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数の見込み} \times 8 + \right. \\ & \quad \left. \text{外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数の見込み}) \times 10 \text{ 円} \right] \end{aligned}$$

○厚生労働省のホームページに「ベースアップ評価料特設ページ」が掲載されておりますので、ご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html



○ベースアップ評価料について医療機関で患者から説明を求められる機会が多くなることが予想されるため、厚生労働省は患者向けのリーフレットを作成しています。厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ご活用ください。

(参考) 医療機関用リーフレット (医科)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001259572.pdf>



7. 医療 DX 推進体制整備加算について

- ・ 6月の時点では届出様式の1 (電子レセプト請求)、2 (オンライン資格確認)、3 (オンライン資格確認システムの診察室等での活用)、9 (医療 DX に関する院内掲示) の4項目にチェックして届出すれば算定できます。
- ・ 届出様式の3については、事務室や受付で打ち出し印刷し、それを診察室等で閲覧・活用できる体制が整備されていれば基準を満たします。
- ・ 届出様式の9については、既に5月上旬に支払基金からポスターが各医療機関に送付されていますので、そのポスターを貼っていただければ基準を満たします。
チラシはマイナ保険証の利用について厚生労働省のホームページに掲載されていますので、ダウンロードし印刷してご活用ください。
- ・ その他は経過措置が設けられていますのでチェックは不要です。
- ・ 届出様式の10については、自院のホームページがある場合は、経過措置の1年の間に、マイナ保険証で取得した情報を用いて診療を実施することを掲載します。自院のホームページがない場合はチェック不要です。

○施設基準の届出に関して、ご不明な点がございましたら、近畿厚生局 指導監査課 施設基準グループ (TEL 06 - 7 6 6 3 - 7 6 6 3) まで、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

つきましては、本件につきご了解いただきますとともに、貴会会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。